

## 平成22年度からの公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の適用に伴う 資金管理センターにおける財務諸表等の作成及び公認会計士によるレビューについて

### 1. 背景

本財団は、平成22年4月1日付で公益財団法人へ移行したことにより、平成22年度から、従うべき会計基準が、公益法人会計基準(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成16年改正基準」という。)から公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会。以下「平成20年改正基準」という。)へ移行した。

### 2. 本財団財務諸表等の統合一本化

平成16年改正基準の下における本財団の資金管理センター等のそれぞれの特別会計の財務諸表等は、平成20年改正基準の下においては、各々独立した財務諸表等ではなく、本財団全体の財務諸表等として統合一本化されることとなった。よって、公認会計士の監査の対象となる財務諸表等も本財団全体のもののみとなった。

### 3. 平成22年度からの本財団資金管理センターの対応

資金管理センターは、資金管理業務規程第32条の規定により、資金管理業務の運営の透明性を確保し、原則四半期毎に財務状況を公表することとなっていることから、以下の対応を行う。

#### (1) 資金管理センターにおける四半期及び年度の決算の財務諸表等の作成【平成21年度までと同様の対応】

平成21年度までの四半期及び年度の決算と同様に、次の3特別会計それぞれの貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書を作成する。

3特別会計	財務諸表等	財務諸表等区分	作成するに当たり準拠する会計基準等
再資源化預託金等特別会計 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計 資金管理料金特別会計	貸借対照表	財務諸表	平成20年改正基準 (平成20年改正基準から一部様式に変更あり) (平成21年度までは平成16年改正基準に準拠)
	正味財産増減計算書	財務諸表	
	財産目録	財務諸表外 (平成21年度までは財務諸表)	
	収支計算書	財務諸表外	公益法人会計における内部管理事項について (平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) (前年度までと同じ)

#### (2) 資金管理センターにおける四半期及び年度の決算の財務諸表等(収支計算書を含む)についての公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビュー

平成20年改正基準の下における平成22年度からの公認会計士による監査等は次のとおりとなる。

	平成20年改正基準	平成16年改正基準
本財団全体の財務諸表等 年度決算	監査 (※1)(※2)	監査 (収支計算書を含む)
資金管理センターの3特別会計の財務諸表等 (収支計算書を含む) 年度決算	レビュー (※2)	監査
資金管理センターの3特別会計の財務諸表等 (収支計算書を含む) 四半期決算	レビュー	レビュー

#### ① 四半期決算の財務諸表等(収支計算書を含む)についての公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビュー【平成21年度までと同様の対応】

四半期決算については、正規の監査基準は定められていない。

よって、四半期決算における上記(1)の3特別会計それぞれの財務諸表等について、公認会計士による監査に代替するものとして、

平成21年度までの四半期決算と同様に、以下のとおり、公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビューを受ける。

○上記(1)の3特別会計それぞれの財務諸表等について、公認会計士による、一般に公正妥当と認められる監査の基準、四半期レビューの基準等に準拠した監査と実質的に同レベルのレビューを受ける。

○四半期決算のレビューを受けたときは、公認会計士から当該レビューに係る報告書の提出を受ける。

#### ② 年度決算の財務諸表等(収支計算書を含む)についての公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビュー【平成21年度までと異なる対応】(※2)

平成20年改正基準の下において、法人内の個々の特別会計の年度決算については、正規の監査基準の定めはなく、法人内の個々の特別会計の年度決算の財務諸表等は監査の対象外となった。

よって、年度決算における上記(1)の3特別会計それぞれの財務諸表等について公認会計士による監査に代替するものとして、

以下のとおり、公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビューを受ける。

○上記(1)の3特別会計それぞれの財務諸表等について、公認会計士による、一般に公正妥当と認められる監査の基準等に準拠した監査と実質的に同レベルのレビューを受ける。

○年度決算のレビューを受けたときは、公認会計士から当該レビューに係る報告書の提出を受ける。

《参考》平成22年度からの本財団全体の年度決算についての対応(※1)(※2)

○本財団は、平成20年改正基準に従って、本財団全体の年度決算の財務諸表等を作成する。

○本財団は、本財団全体の年度決算の財務諸表等について、公認会計士による一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査を受ける。

○本財団は、年度決算の監査を受けたときは、公認会計士から当該監査に係る報告書の提出を受ける。

(※1) 法令規定の3指定法人【資金管理人(資金管理センター)・指定再資源化機関(再資源化支援部)・情報管理センター(情報管理部)】それぞれの特別会計については、

平成21年度までと同様に財務諸表等(収支計算書を含む)を作成し、公認会計士による監査と実質的に同レベルのレビューを受け、公認会計士から当該レビューに係る報告書の提出を受ける。

(※2) 従うべき会計基準が平成20年改正基準に移行したことにより、特別会計に対してはレビューが行われることになった。監査とレビューのレベルは実質的に同等程度であり、平成21年度決算までと変わることはない。